

各種医療費 助成制度の お知らせ

〈お問い合わせ〉
役場 住民福祉課福祉係
Tel (62) 9195

ひとり親家庭等医療費 助成制度

助成額

医療費の一部負担金の3分の2

対象者

● 親 20歳未満の児童を扶養している父または母

● 子 18歳に達する日以後の3月31日まで

支給対象

申請月の翌月から対象

申請期限

診療月の翌月から1年以内

支給日

申請日の翌月の第4木曜日

所得制限

あり（児童を扶養している者・扶養義務者）

※毎年8月1日に受給資格確認の有無の照会を行います。



ひとり親家庭とは

- ① 父母が婚姻を解消し現に婚姻をしていない児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母の生死が明らかでない児童
- ④ 父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑤ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑥ 父または母が海外にあるため扶養を受けることができない児童
- ⑦ 父または母が精神または身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨ 父または母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定をつけた児童

寡婦医療特別給付制度

助成額

医療費の一部負担金が1件につき、千円を超えた場合の2分の1

対象者

夫と死別または離別し、再婚していない65歳から69歳までの女性

※転入者は届出日から3カ月以上、本村に住所を有している人

支給対象

申請月の翌月から対象

申請期限

診療月の翌月から1年以内

支給日

申請日の翌月の第4木曜日

所得制限

なし



寡婦とは

夫と死別または離別し、再婚していない本村に住所がある65歳から69歳までの女性

児童医療特別給付制度

助成の内容

医療費の一部負担金で年間10万円（4月～翌年3月）

※受診日ではなく申請日で判断

対象者

小学生、中学生

※転入の場合は届出日から該当

支給対象

申請月から

申請期限

診療月の翌月から6カ月以内

支給日

申請日の翌月の第4木曜日

所得制限

なし

乳幼児医療費助成制度

助成額

医療費の一部負担金

対象者

0歳から6歳（就学前まで）
※転入の場合は本村に住み始めた日から該当

支給対象

申請月から

申請期限

診療月の翌月から6カ月以内



申請に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 預金通帳
- ③ 医療費を受給される人の保険証
- ④ 1月1日現在、本村に住所登録がない人は、前住所地が発行した所得証明書を持参してください。（ひとり親家庭等該当者のみ）

支給日

申請日の翌月の第4木曜日

所得制限

なし



申請時の注意点

①申請する際は、所定の申請書に記入してください。

②受診した翌月に医療機関から証明を受けるか、または領収書を貼付して記名、押印のうえ、提出してください。

※支給は月が経過したものではありません。当月の分で月の途中に申請されたものは翌々月の支給になりますのでご注意ください。

③支給対象となる費用は保険適用となる医療費（一部負担金）のみです。入院時の食事代・室料差額、予防接種代、薬の容器代などの「自費負担金」は対象になりません。

④証明に代えて領収書を貼付する場合は、1カ月分、1つの医療機関ごとに1枚の申請書に貼付して申請してください。領収書は受診日が基準になります。領収書の発行日ではありません。

例 1カ月に同じ病院に3回通院し、同じ薬局で3回調剤した場合

病院3回分を1枚の申請書、薬局3回分を1枚の申請書に貼付し、記名、押印して提出してください（医療機関が別の場合は同月分であっても別々に貼付）。

⑤領収書を貼付される場合は、1カ月分の領収書（同一医療機関分）をまとめ、のりで貼付して提出してください。

⑥申請書用紙は各庁舎（白水、久木野、長陽）の窓口へ備え付けてありますので、必要に応じてご利用ください。

⑦提出は、最寄りの役場各庁舎窓口にて提出してください。

⑧申請は、各医療費制度の期限に従って申請してください。

よくある質問

Q & A

Q 支給日はいつ？
A 申請した翌月第4木曜日が支給予定日です。

Q 病院からの現物給付はできないの？
A 助成は、償還払い方式（一度医療機関で支払いをして、その後受給者からの申請により村から助成する方式）となっています。

Q 高額医療費など公費負担金がある場合は？
A 高額医療費、付加給付費および他の法令等の規定により公費負担金がある場合は、その額を控除した額が支給対象となります。高額療養費などに該当する場合は、そちらを先に申請してください。

Q 児童の受給者証であるの？
A 医療費受給者証は乳幼児とひとり親のみです。児童医療は村独自の補助のため受給者証はありません。年齢到達、転出などで乳幼児、ひとり親の資格を喪失した場合は、お近くの窓口までご確認ください。

場合は、お近くの窓口までご確認ください。

Q 保険証や預金通帳が変わった場合は？
A 役場各庁舎窓口へ届け出をしてください。

Q 予防接種・検診の費用は対象になるの？
A 助成対象は、保険適用となる医療費の一部負担金なので対象にはなりません。

Q 転出した場合はいつまでが助成の対象ですか？
A 転出した日までにかかった医療費が対象です（ひとり親家庭等医療費助成制度は転出された月までが対象）。転出した場合受給者証はお近くの庁舎にて返還してください。



「身体・知的・精神障害合同相談会」を開催します

身体・知的・精神に障がいのある人とそのご家族を対象に合同相談会を開催します。福祉サービスの利用、就労、身障手帳等各種の手続き、地域生活に関することなど、お気軽にご相談ください。

●日 時 7月22日(月) 午前10時～正午 ●場 所 白水保健センター会議室(役場白水庁舎内)

●相談員 相談支援事業所(高森寮・時計台)・熊本県北部障害者就業生活支援センター・役場住民福祉課

※日時と場所のお間違いがないようご注意ください。 ※予約は必要ありません。

〈お問い合わせ〉 役場 住民福祉課福祉係 Tel (62)9195